

清須市国民健康保険税条例の改正(案)内容について

○施行期日…平成26年4月1日

○改正内容…地方税法等の改正に伴う、清須市国民健康保険税条例の一部改正

■現行税率等について

	医療分	後期支援金分	計	介護分	計
①所得割	5%	1%	6%	0.8%	6.8%
②資産割	32%	10%	42%	5.3%	47.3%
③均等割/人	13,000円	5,000円	18,000円	5,200円	23,200円
④平等割/世帯	16,000円	6,000円	22,000円	4,700円	26,700円
課税限度額	510,000円	140,000円	650,000円	120,000円	770,000円
備考	0歳～74歳までの方			40歳～64歳までの方のみ	

1. 保険税軽減世帯の拡大

5割軽減、2割軽減の対象者を軽減基準額引上げにより拡大する。

ア. 改正内容について

●軽減基準額 (軽減基準額以下の場合、均等割・平等割を軽減します。)

7割軽減	○改正無し
	前年の合計所得が、33万円以下の世帯
5割軽減の拡大	○2人世帯以上が対象となっていたものを、単身世帯も加える
	前年の合計所得が、33万円+ (24.5万円×世帯主以外の被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯 (給与収入147万円、3人世帯) ----- 改正後 前年の合計所得が、33万円+ (24.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯 (給与収入178万円、3人世帯)
2割軽減の拡大	○軽減対象となる所得基準額を引き上げ
	前年の合計所得が、33万円+ (35万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯 (給与収入223万円、3人世帯) ----- 改正後 前年の合計所得が、33万円+ (45万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数)以下の世帯 (給与収入266万円、3人世帯)

イ. 影響見込みについて

対象世帯の拡大 約500世帯

2. 保険税課税限度額の引上げについて

後期支援金分と介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ上げる。

ア. 課税限度額の改正内容について

	医療分	後期支援金分	介護分	計
現行	510,000 円	140,000 円	120,000 円	770,000 円
改正	510,000 円	160,000 円	140,000 円	810,000 円
差引	0 円	+20,000 円	+20,000 円	+40,000 円

イ. 限度額世帯の現状について 【参考】

年度	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	限度額超過額		限度額超過額		限度額超過額	
24	297 世帯	163,923,299 円	261 世帯	38,253,216 円	73 世帯	16,024,473 円
25	304 世帯	141,523,825 円	253 世帯	32,749,396 円	50 世帯	12,606,394 円